

社会福祉法人千曲市社会福祉協議会組織規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人千曲市社会福祉協議会定款の規定による事業に伴う組織等について定めるものとする。

(課及び事業所、児童館及び係の設置)

第2条 課、事業所、センター、児童館等（以下「課等」という。）及び係の設置は、別表第1のとおりとする。

(事務分掌)

第3条 前条に規定する課等の主な事務分掌は、別表第2のとおりとする。

(事務局長)

第4条 事務局に事務局長を置く。

2 事務局長は、会長の命を受けて事務を管理し、職員を指揮管理する。

(事務局次長)

第5条 事務局に事務局次長を置くことができる。

2 前項の職員は、常勤の職員をもって充てる。

3 事務局次長は、事務局長の命を受けて事務を処理し、課長を指揮する。

(課長等)

第6条 課に課長、センター、事業所に所長、児童館、児童センターに館長（以下「課長等」という。）を置く。

(副所長)

第7条 課等に副所長を置くことができる。

(係長)

第8条 係に係長を置く。

2 係長は、常勤の職員をもって充てる。

3 係長は、課長等の命を受けて所属職員を指揮し、事務及び一般業務を処理する。

(主幹)

第9条 会長は、必要と認める場合には、課等に主幹を置くことができる。

2 主幹は、常勤の職員をもって充て、高度な事務及び一般業務を処理する。

(主任等)

第10条 第4条から前条までに規定するもののほか、主査、主任、副主任、主事、主事補及び業務員を置く。

2 主査又は主任は、常勤の職員をもって充て、上司の命を受けて比較的高度な事務又は業務に従事する。

3 副主任は、常勤の職員若しくは嘱託職員をもって充て、上司の命を受けて比較的高度な事務又は業務に従事する。

4 主事又は主事補は、常勤の職員をもって充て、上司の命を受けて事務又は業務に従事する。

5 業務員は、上司又は担当職員の命を受けて一般業務に従事する。

6 前各項の職員のほか次の各号に掲げる職員を置くことができる。

- (1) 福祉活動専門員
- (2) ボランティアコーディネーター
- (3) 日常生活自立支援事業専門員
- (4) 主任介護支援専門員
- (5) 介護支援専門員
- (6) 社会福祉士
- (7) 保健師
- (8) 精神保健福祉士
- (9) サービス提供責任者
- (10) 生活相談員
- (11) 看護職員
- (12) 事務職員
- (13) 介護員
- (14) 児童厚生員
- (15) 放課後児童支援員
- (16) 放課後児童補助員
- (17) サービス管理責任者
- (18) 生活支援員
- (19) 職業指導員
- (20) 指導員
- (21) 相談支援専門員
- (22) 主任相談支援員
- (23) 相談就労支援員
- (24) 目標工賃達成指導員
- (25) シニア大学・シニアクラブ事務長
- (26) シニア大学・シニアクラブ指導員
- (27) 実習指導員
- (28) 家計改善支援員
- (29) 第1層生活支援コーディネーター
- (30) 第2層生活支援コーディネーター

(課付)

第11条 課に課付を置くことができる。

2 課付は、常勤の職員をもって充て、上司の命を受けて特定の事務を処理する。

(特別の職)

第12条 第4条から前条までに規定するもののほか、必要に応じて出納員、現金取り扱い員を置く。

(契約職員・嘱託職員等)

第13条 第4条から前条までに規定するもののほか、必要に応じ契約職員、嘱託職員、臨時職員及びパートタイム職員を置くことができる。

2 契約職員、嘱託職員、臨時職員及びパートタイム職員は、上司の命を受けて業務に従事する。

(所属職員の事務分担)

第14条 課長は、所属職員の分担する事務を定め、会長に報告しなければならない。

(相互扶助)

第15条 職員は、分担外の事務、業務であっても処理上必要がある場合は、その緩急に応じて、相互に協力しなければならない。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

種 別	課 等	係	場 所
事務局	総務課	総務係	千曲市ふれあい福祉センター
		庶務会計係	
		児童館担当	
	地域支援課	地域支援係	千曲市ふれあい福祉センター
		相談係	
		業務係 (まいさぼ千曲)	千曲市役所
介護サービス係		千曲市戸倉地域福祉センター	
介護保険事業	居宅介護支援事業所	業務係	千曲市戸倉地域福祉センター
	ヘルパーステーション	業務係	千曲市戸倉地域福祉センター
	更埴デイサービスセンター	業務係	更埴デイサービスセンター
	戸上デイサービスセンター	業務係	千曲市戸倉地域福祉センター
障害福祉 サービス事業	チューリップの家	業務係	チューリップの家
	特定相談支援事業	業務係	千曲市ふれあい福祉センター
受託事業所	千曲市戸倉地域福祉センター	業務係	千曲市戸倉地域福祉センター
	児童センター（館）	業務係	9小学校区
	老人コミュニティセンター	業務係	戸倉、更級、五加児童館
	戸倉上山田地域包括支援センター	業務係	千曲市ふれあい福祉センター
	更埴川東地域包括支援センター	業務係	杭瀬下分室

別表第2 (第3条関係)

総務課

- 1 定款、規則及び人事に関すること
- 2 理事会及び評議員会に関すること
- 3 予算、決算に関すること
- 4 会費の管理と会費納入事務に関すること
- 5 千曲市共同募金委員会の事務に関すること
- 6 財産の管理に関すること
- 7 関係行政機関、団体との連絡調整に関すること
- 8 職員の福利厚生に関すること
- 9 苦情処理第三者委員会に関すること
- 10 広報及び事業の普及宣伝に関すること
- 11 表彰に関すること
- 12 受託事業に関する指導及び連絡調整に関すること
- 13 防災に関すること
- 14 事務局の車両に関すること
- 15 経理出納に関すること
- 16 給与に関すること
- 17 物品の購入及び保管に関すること
- 18 弔意に関すること
- 19 公印の管守に関すること
- 20 児童館(センター)の経営に関すること
- 21 受託事業の施設及び財産の管理に関すること
- 22 課の庶務に関すること

地域支援課

- 1 社会福祉事業の総合的企画及び実施に関すること
- 2 社会福祉事業の調査及び研究に関すること
- 3 高齢者及び障害者の福祉事業に関すること
- 4 社会福祉団体への助成及び支援に関すること
- 5 支部長会及び支部活動の強化並びに地域福祉に関すること
- 6 ボランティア事業に関すること
- 7 福祉の総合相談業務に関すること
- 8 権利擁護事業に関すること
- 9 生活福祉資金及び助けあい資金に関すること
- 10 心配ごと相談、法律相談、結婚相談に関すること
- 11 千曲市生活就労支援センター(まいさぼ千曲)の運営に関すること
- 12 成年後見支援センターの運営に関すること
- 13 成年後見制度利用促進に係る中核機関運営事業に関すること
- 14 シニア大学・シニアクラブの運営及び事務に関すること
- 15 生活支援体制整備事業に関すること

- 16 その他社会福祉事業に関する事
- 17 介護保険及び障がい事業所の経営統括に関する事
- 18 介護保険及び障がい事業所の認可・申請に関する事
- 19 介護保険及び障がい事業所の苦情及び事故処理に関する事
- 20 介護保険及び障がい事業所の車両管理に関する事
- 21 在宅福祉受託事業の調整に関する事
- 22 介護職員の研修に関する事
- 23 移送車両及び車椅子の貸し出しに関する事
- 24 受託事業の施設及び財産の管理に関する事
- 25 地域包括支援センターの運営に関する事
- 26 課の庶務に関する事

地域包括支援センター

- 1 高齢者の保健福祉サービスの適用調整に関する事
- 2 在宅介護等の各種相談業務に関する事
- 3 介護予防支援計画の作成に関する事
- 4 介護報酬の請求に関する事
- 5 センターの管理経営に関する事
- 6 センターの庶務に関する事

居宅介護支援事業所

- 1 利用者の依頼による居宅サービス計画の作成に関する事
- 2 事業所の管理経営に関する事
- 3 介護報酬の請求に関する事
- 4 事業所の庶務に関する事

ヘルパーステーション

- 1 介護保険事業の庶務に関する事
- 2 介護保険事業の訪問介護に関する事
- 3 老人及び心身障害者の在宅福祉事業に関する事
- 4 事業所の管理経営に関する事
- 5 介護報酬の請求に関する事
- 6 事業所の庶務に関する事

デイサービスセンター

- 1 介護保険事業の通所事業に関する事
- 2 老人及び身障害者・認知症病者の在宅福祉事業に関する事
- 3 センターの管理経営に関する事
- 4 介護報酬の請求に関する事
- 5 センターの庶務に関する事

児童館（センター）

- 1 青少年育成及び児童厚生施設の管理運営に関すること

チューリップの家

- 1 障害福祉サービス事業の経営に関すること
- 2 障害福祉サービス費等の請求に関すること

特定相談支援事業所

- 1 特定相談支援事業所の管理経営に関すること
- 2 事業所の庶務に関すること。